

○シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を定める件 新旧対照表

(傍線部は変更部分)

平成二十五年総務省告示第 号

平成二十一年総務省告示第二百四十七号 (参考)

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第十四条第四項及び第五項、第四十九条の六の九第一項第二号ロ及びハ、別表第二号第12の5(5)並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件を次のように定める。

無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十九条の六の七第一項第二号ロ、第四十九条の六の八第一項第二号ロ、第四十九条の六の九第一項第二号ロ、第四十九条の六の十第一項第二号ロ、第四十九条の六の十一第一項第二号ロ、第四十九条の六の十二第一項第一号イ及びハ、同項第二号ロ並びに別表第三号17の規定に基づき、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的条件を次のように定める。

一・二 (略)

三 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件

一 設備規則第十四条第四項の総務大臣が別に告示する空中線電力の許容偏差は、陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に同時に送信する二の搬送波の空中線電力の総和の定格の出力に対する許容偏差が、次の表の上欄及び中欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信する二の搬送波の周波数	送信装置	許容偏差	
九〇〇MHzを超え 九一五MHz以下	複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するもの	上限(パーセント) 八七	下限(パーセント) 五八
	それ以外のもの	八七	四七

注 複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線系の給電線に供給される電力の総和の偏差がこの表に掲げる許容偏差を満たすこと。

二 設備規則第十四条第五項の総務大臣が別に告示する空中線電力の許容偏差は、

基地局が使用する周波数帯（七七三MHzを超え八〇三MHz以下、八六〇MHzを超え八九〇MHz以下、九四五MHzを超え九六〇MHz以下、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）を含む複数の周波数帯の搬送波を同時に受信することができる陸上移動局の送信設備の空中線電力の許容偏差が、次の表の上欄に掲げる送信設備の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差（注）	
	上限 （パーセント）	下限 （パーセント）
陸上移動局の送信設備（複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものを除く。）	八七	五八
陸上移動局の送信設備（複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものに限る。）	八七	六七
陸上移動局の送信設備（複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものに限る。）	八七	五三
陸上移動局の送信設備（複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものに限る。）	八七	七四
陸上移動局の送信設備（複数の空中線から同一の周波数の電波を送信するものに限る。）	八七	六二

注 陸上移動局の送信設備がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合は、同時に送信する二の搬送波の空中線電力の総和の定格の出力に対する許容偏差とする。

三 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

3) 隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の送信装置の隣接チャンネル漏えい電力の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の許容値を、

1) 基地局の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅に輻射される平均電力が(一)二三dBm(電力の一ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。以下同じ。)以下の値であること。

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)
五	五	四・五
一〇	一〇	四・五
一〇	七・五	三・八四
一〇	二・五	九
一〇	二・五	三・八四
一五	一〇	三・八四
一五	一五	一三・五

それぞれ適用する。

(1) 基地局の送信装置

チャネル間隔 MHz	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz	送信周波数帯域の中心周波数から五MHz及び一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHz及び四・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一〇MHz	1) 送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz及び一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値 2) 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz及び二〇MHz離れた周波数を中心周波数とする九MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)二三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値
一五MHz	1) 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)二三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値

	三〇	一三・五
二〇	一七・五 二〇 四〇	三・八四 三・八 一八

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2) 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあっては、各空中線端子に隣接チャネル漏えい電力の許容値を適用する。

複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

	<p>均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2) 送信周波数帯域の中心周波数から一五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低く、かつ、一三・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>3) 送信周波数帯域の中心周波数から三〇MHz離れた周波数を中心周波数とする一三・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
二〇MHz	<p>1) 送信周波数帯域の中心周波数から二・五MHz及び一七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2) 送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz及び四〇MHz離れた周波数を中心周波数とする一八MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル以上低い値又は任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

注 空間多重方式を用いる基地局にあっては各空中線端子に隣接チャネル漏えい電力の許容値を適用する。

ア 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャネル間隔（搬送波のチャネル間隔とは、当該搬送波の周波数を使用する無線局の無線設備のチャネル間隔をいう。以下同じ。）に応じたアの許容値を適用する。この場合において、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値は、当該最も高い周波数の搬送波又は当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値とする。

イ 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数

同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、次の表の上欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする三・八四MHz幅の周波数範囲において輻射される平均電力が同表の下欄に掲げる隣接チャネル電力の許容値以下の値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（一）一三dBm以下の値であること。

間隔周波数(注1)	離調周波数(注2)(MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHz以上一〇MHz以下	二・五	(一) 四四・二dBc (注3)
一〇MHzを超え	二・五	(一) 四四・二dBc (注3)
一五MHz未満	七・五	(一) 四四・二dBc (注3)
一五MHz以上	二・五	(一) 四四・二dBc (注4)
二〇MHz未満	七・五	(一) 四四・二dBc (注3)
二〇MHz以上	二・五	(一) 四四・二dBc (注4)
二〇MHz以上	七・五	(一) 四四・二dBc (注4)

注1 低い周波数の搬送波の送信周波帯域の上端から高い周波数の搬送波の送信周波帯域の下端までの差の周波数をいう。

2) 低い周波数の搬送波の送信周波帯域の上端又は高い周波数の搬送波

の送信周波帯域の下端から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。

3| dBc は、電力の搬送波電力（同時に送信する複数の搬送波の電力の総和とする。）に対する比をデシベルで表したものである。

4| dBc は、電力の搬送波電力（低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬送波のうち、離調周波数の起点とした周波数が属する搬送波の電力とする。）に対する比をデシベルで表したものである。

2| 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

次のアの表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次のイの表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

チャネル間隔 5MHz	隣接チャネル漏えい電力の許容値
	<p>1 送信周波数帯域の中心周波数から5MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低く、かつ、四・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が五MHzの場合にあつては四・五MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が三・八</p>

一〇 MHz	<p>四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>1 送信周波数帯域の中心周波数から七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>
一五 MHz	<p>2 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする九MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)のチャネル間隔が一〇MHzの場合にあつては九MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>3 送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>1 送信周波数帯域の中心周波数から一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から一五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が(一)五〇デシベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)以下の値</p>

<p style="text-align: center;">二〇 MHz</p>	<p>均電力が空中線電力より三五・二デシベル以上低く、かつ、一三・五MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅、隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が一五MHzの場合にあつては一三・五MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>1 送信周波数帯域の中心周波数から一二・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>2 送信周波数帯域の中心周波数から一七・五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が三・八四MHzの場合にあつては三・八四MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値</p> <p>3 送信周波数帯域の中心周波数から二〇MHz離れた周波数を中心周波数とする一八MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値又は隣接チャネルを使用する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）のチャネル間隔が二〇MHzの場合にあつては一八MHzの帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする）</p>

る。以下の値

ア 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	(二) 五〇 dBm
五	五	四・五	(二) 五〇 dBm
一〇	七・五	三・八四	(二) 五〇 dBm
一〇	一〇	三・八四	(二) 五〇 dBm
一五	一〇	三・八四	(二) 五〇 dBm
一五	一五	三・八四	(二) 五〇 dBm
一五	一五	三・八四	(二) 五〇 dBm
二〇	一七・五	三・八四	(二) 五〇 dBm
二〇	二〇	一・八	(二) 五〇 dBm

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	(二) 三二・二 dBq
五	五	四・五	(二) 二九・二 dBq
一〇	一〇	三・八四	(二) 三二・二 dBq
一〇	七・五	三・八四	(二) 三二・二 dBq
一〇	一〇	九	(二) 二九・二 dBq
一五	一〇	三・八四	(二) 三二・二 dBq
一五	一五	三・八四	(二) 三二・二 dBq
二〇	一七・五	三・八四	(二) 二九・二 dBq
二〇	二〇	三・八四	(二) 三二・二 dBq

一五	一〇	三・八四	(一) 三二・二 dBc
	一五	三・八四	(一) 三五・二 dBc
二〇	一五	一三・五	(一) 二九・二 dBc
	一二・五	三・八四	(一) 三二・二 dBc
二〇	一七・五	三・八四	(一) 三五・二 dBc
	一八	一三・九五	(一) 二九・二 dBc

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2) dBcは、電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。

2) 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次のアの表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せに
 じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の
 三の欄に掲げる周波数幅に放射される平均電力について、同表の四の欄に掲
 げる許容値又は次のイの表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せに
 じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三
 の欄に掲げる周波数幅に放射される平均電力について、同表の四の欄に掲
 げる許容値を適用する。

ア 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

同時に送信する連続する二の搬送波のチャネル間隔	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五MHzと五MHzの組合せ	七・四	三・八四	(一) 五〇 dBm
五MHzと一〇MHzの組合せ	九・八	九・三	(一) 五〇 dBm
	一二・四	三・八四	(一) 五〇 dBm
五MHzと一〇MHzの組合せ	九・九七五	三・八四	(一) 五〇 dBm
	一四・九五	一三・九五	(一) 五〇 dBm

五	一四・九七	三・八四	(一)五〇dB _m
---	-------	------	----------------------

注 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の総和をいう。）の中心の周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

イ 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

同時に送信する連続する二の搬送波のチャンネル間隔	離調周波数(MHz)	周波数幅(MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五MHzと五MHzの組合せ	七・四	三・八四	(一)三三・二dB _c
	九・八	九・三	(一)二九・二dB _c
	一二・四	三・八四	(一)三五・二dB _c
	九・九七五	三・八四	(一)三三・二dB _c
	一四・九五	一三・九五	(一)二九・二dB _c
	一四・九七	三・八四	(一)三五・二dB _c

注1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の総和をいう。）の中心の周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2) dB_cは、電力の搬送波電力（連続する二の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものをいう。

四 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ハの総務大臣が別に告示する基地局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

1) チャンネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（ MHz、 MHz及び MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が二帯域外領域及びブリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣

4) 基地局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

1) チャンネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から（ MHz、 MHz及び MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びブリアス領域における不要発射の強度の許容

接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

2) チャネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から () MHz、()

二・五MHz及び() MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

3) チャネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から () MHz、() MHz及び() MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

4) チャネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から () MHz、() MHz及び() MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

五) 設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に使用

する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に

応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種類

送信する搬送波の周波数帯

キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数

同一周波数帯内で連続する搬送波による送信

九〇〇MHzを超え

九一五MHz以下

二

六) 設備規則別表第二号第12の5(5)の総務大臣が別に告示する陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げ

値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

2) チャネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から () MHz、()

二・五MHz及び() MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

3) チャネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から () MHz、() MHz及び() MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

4) チャネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から () MHz、() MHz及び() MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

五) 設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に使用

する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に

応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種類

送信する搬送波の周波数帯

キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数

同一周波数帯内で連続する搬送波による送信

九〇〇MHzを超え

九一五MHz以下

二

六) 設備規則別表第二号第12の5(5)の総務大臣が別に告示する陸上移動局がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げ

る組合せに応じ、同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	周波数の幅
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz以下

七) 設備規則別表第二号17(3)の総務大臣が別に告示する 帯域外領域における不要

発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5-1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ dBm}$
五・〇五MHz以上一〇・〇五MHz未満	Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一二・五dB以下の値 (二) 一〇・〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三dB以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・
一〇・〇五MHz以上	

1) 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。
なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。）の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては基地局の許容値を、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）が使用する周波数の電波を使用する場合にあっては陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の許容値を、それぞれ適用する。

1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇kHz以上五・〇五MHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5-1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ デシベル (1ミリワットを0デシベルとする。以下この表において同じ。)}$
五・〇五MHz以上一〇・〇五MHz未満	Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位MHz）とする。 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一二・五デシベル以下の値 (二) 一〇・〇kHzの帯域幅における平均電力が (一) 一三デシベル以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五MHz以上の場合において、一、四七五・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下、一、
一〇・〇五MHz以上	

九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二) 一三 dBμ 以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇 MHz 未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

4 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおりとする。

(1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間であつて、当該搬送波のうち一のものから一〇 MHz 未満の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間であつて、全ての搬送波から一〇 MHz 以上離れた周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

2| 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

(1) 一の搬送波を送信する送信装置

チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
---------	-------	-------------

八三九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二) 一三 dBμ 以下の値とする。

注1 基地局が使用する周波数帯(七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下及び二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。)の端から一〇 MHz 未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端(不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。)から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3 空間多重方式を用いる基地局にあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局(携帯無線通信の中継を行うものを除く。)の送信装置

チャンネル間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
---------	-------	-------------

一五 MHz		一〇 MHz		五 MHz	
五 MHz 以上一	一、〇〇〇 kHz 未	一〇 MHz 以上一五 MHz 未	五 MHz 以上一〇 MHz 未	一、〇〇〇 kHz 未	一、〇〇〇 kHz 未
任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 八・五 dB ₁ 以下の値	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一八・五 dB ₁ 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 二三・五 dB ₁ 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一一・五 dB ₁ 以下の値	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一六・五 dB ₁ 以下の値	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三・五 dB ₁ 以下の値

一五 MHz		一〇 MHz		五 MHz	
五 MHz 以上一	一、〇〇〇 kHz 未	一〇 MHz 以上一五 MHz 未	五 MHz 以上一〇 MHz 未	一、〇〇〇 kHz 未	一、〇〇〇 kHz 未
任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 八・五 dB ₁ 以下の値	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一八・五 dB ₁ 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 二三・五 dB ₁ 以下の値	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一一・五 dB ₁ 以下の値	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一六・五 dB ₁ 以下の値	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三・五 dB ₁ 以下の値

二〇 MHz	五 MHz 未満	均電力が (一) 一一・五 dBm 以下の値
	一五 MHz 以上 二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一二・五 dBm 以下の値
一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一九・五 dBm 以下の値	
	一、〇〇〇 kHz 以上 五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一八・五 dBm 以下の値
満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一七・五 dBm 以下の値	
	二〇 MHz 以上 二五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一七・五 dBm 以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

(2) 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の搬送波の中から連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、当該連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び離調周波数の区分に応じ、同表に掲げる不要発射の強度の許容値以下であること。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHz と五 MHz の組合せ	一 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一六・四 dBm 以下の値

二〇 MHz	五 MHz 未満	平均電力が (一) 一一・五 dBm 以下の値
	一五 MHz 以上 二〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一二・五 dBm 以下の値
一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一九・五 dBm 以下の値	
	一、〇〇〇 kHz 以上 五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一八・五 dBm 以下の値
満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一七・五 dBm 以下の値	
	二〇 MHz 以上 二五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一七・五 dBm 以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

五MHzと一〇MHzの 組合せ	一MHz未滿	任意の三〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一八・四dB以下
	一MHz以上五MHz未滿	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(一)八・五dB以下の値
	五MHz以上一四・八MHz未滿	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)一三・五dB以下の値
	九・八MHz以上一四・八MHz未滿	任意の一MHzの帯域幅における平均電力が(二)一三・五dB以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

八 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

1) 基地局の送信装置

周波数 九kHz以上一五〇kHz未滿	不要発射の強度の許容値 任意の一kHzの帯域幅における平均電力が
-----------------------	-------------------------------------

2) スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合に於ては基地局の許容値を、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）が使用する周波数の電波を使用する場合に於ては陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の許容値を、それぞれ適用する。

1) 基地局の送信装置

周波数 九kHz以上一五〇kHz未滿	不要発射の強度の許容値 任意の一kHzの帯域幅における平均電力
-----------------------	------------------------------------

一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	(一) 一三 dB _A 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dB _A 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下及び二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下を除く。)	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 dB _A 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一 dB _A 以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五二 dB _A 以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

2) 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下、八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四四・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。) の送信装置

一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	が (一) 一三 デシベル (一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。) 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 デシベル 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一・七五 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下及び二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下を除く。)	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 一三 デシベル 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 四一 デシベル 以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五二 デシベル 以下の値

注1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

2 空間多重方式を用いる基地局にあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下、八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下、一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下、一、七四四・九 MHz を超え一、七八四・九 MHz 以下又は一、九二〇 MHz を超え一、九八〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。) の送信装置

周波数	九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	不要発射の強度の許容値
周波数	一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満（四七〇 MHz 以上七一〇 MHz 以下、七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下及び九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。）	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一） 三六 dBμ 以下の値
周波数	四七〇 MHz 以上七一〇 MHz 以下	1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の六 MHz の帯域幅における平均電力が（一）二六・二 dBμ 以下の値 2 1 に掲げる以外のもの 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六 dBμ 以下の値
周波数	七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下	1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇 dBμ 以下の値 2 1 に掲げる以外のもの 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六 dBμ 以下の値
周波数	八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下	1 八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下又は九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

周波数	九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	不要発射の強度の許容値
周波数	一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満 三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満（四七〇 MHz 以上七一〇 MHz 以下、七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下及び九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。）	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一） 三六 デシベル （一ミリワットを〇 デシベル とする。以下この表において同じ。） 以下の値
周波数	四七〇 MHz 以上七一〇 MHz 以下	1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の六 MHz の帯域幅における平均電力が（一）二六・二 デシベル 以下の値 2 1 に掲げる以外のもの 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六 デシベル 以下の値
周波数	七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下	1 七一八 MHz を超え七四八 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇 デシベル 以下の値 2 1 に掲げる以外のもの 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六 デシベル 以下の値
周波数	八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下	1 八一五 MHz を超え八四五 MHz 以下又は九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの

<p>九四五MHz以上九六〇MHz以下</p>		<p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。）</p>	<p>一、四七五・九MHz以上一、四九六MHz未満</p>
<p>用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）四〇dBμ以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五〇dBμ以下の値</p>	<p>1 七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五〇dBμ以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）三六dBμ以下の値</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）三〇dBμ以下の値</p>	<p>1 七三七・九五MHzを超え七四八MHz以下又は一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が五MHzのものに限る。）</p>

<p>九四五MHz以上九六〇MHz以下</p>		<p>一、〇〇〇MHz以上一二・七五GHz未満（一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下、一、八三九・九MHz以上一、八七九・九MHz以下、一、八八四・五MHz以上一、九一五・七MHz以下、二、〇一〇MHz以上二、〇二五MHz以下及び二、一一〇MHz以上二、一七〇MHz以下を除く。）</p>	<p>一、四七五・九MHz以上一、五一〇・九MHz以下</p>
<p>電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）四〇デシベル以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五〇デシベル以下の値</p>	<p>1 七一八MHzを超え七四八MHz以下、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、七四九・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五〇デシベル以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）三六デシベル以下の値</p>	<p>任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）三〇デシベル以下の値</p>	<p>1 一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が五MHzのものに限る。） 任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における</p>

<p>一、八三九・九 MHz 以上一、八四四・九 MHz 未満</p>	<p>一、四九六 MHz 以上一、五〇・九 MHz 以下</p>	
<p>1 一、七四四・九 MHz を超え一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値 2 1 に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇 dBm 以下の値</p>	<p>1 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの (チャネル間隔が五 MHz のものに限る。) 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値 2 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの (チャネル間隔が一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz のものに限る。) 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三五 dBm 以下の値 3 1 及び 2 に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値</p>	<p>任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値 2 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの (チャネル間隔が一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz のものに限る。) 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三五 dBm 以下の値 3 1 及び 2 に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値</p>

<p>一、八三九・九 MHz 以上一、八四四・九 MHz 未満</p>		
<p>1 一、七四四・九 MHz 以上一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 デシベル 以下の値 2 1 に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇 デシベル 以下の値</p>		<p>平均電力が (一) 三〇 デシベル 以下の値 2 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの (チャネル間隔が一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz のものに限る。) 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三五 デシベル 以下の値 3 1 及び 2 に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 デシベル 以下の値</p>

一、八四四・九 MHz 以上二、八七九・九 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇 dB _m 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上二、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一 dB _m 以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇 dB _m 以下の値
二、一一〇 MHz 以上 二、一五四 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇 dB _m 以下の値
二、一五四 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下	1 七一八 MHz を超え七二三・三三三 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇 dB _m 以下の値 2 1 に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇 dB _m 以下の値

注1 九 kHz 以上四七〇 MHz 未満、七一〇 MHz を超え七七三 MHz 未満、八〇三 MHz を超え八六〇 MHz 未満、八九〇 MHz を超え九四五 MHz 未満、九六〇 MHz を超え一、四七五・九 MHz 未満、一、五一〇・九 MHz を超え一、八三九・九 MHz 未満、一、八七九・九 MHz を超え一、八八四・五 MHz 未満、一、九一五・七 MHz を超え二、〇一〇 MHz 未満、二、〇二五 MHz を超え二、一一〇 MHz 未満及び二、一七〇 MHz を超え二・七五 GHz 未満の周波数帯については、五 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五 MHz 以上、一〇 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz 以上、一五 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五 MHz 以上、二〇 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五 MHz 以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる 不要発射の強度の許容値を適用する。

2| 注1の規定にかかわらず、九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の中から連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、八六〇 MHz 未満又は八九〇 MHz を超える周波数帯において、送信周波数帯域(当該連続す

一、八四四・九 MHz 以上二、八七九・九 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇 デシベル 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上二、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一 デシベル 以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇 デシベル 以下の値
二、一一〇 MHz 以上 二、一七〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五〇 デシベル 以下の値

注 五 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一二・五 MHz 以上、一〇 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz 以上、一五 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五 MHz 以上、二〇 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五 MHz 以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる 値を適用する。ただし、四七〇 MHz 以上七一〇 MHz 以下、七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下、九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下、一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

る二の搬送波に属する送信周波数帯域の総和をいう。)の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五MHzと五MHzの組合せの場合は一・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は二・七・四・二五MHz以上離れた周波数帯について、この表の許容値を適用する。

四
七
(略)